

「裾野市における廃棄物の処理および清掃に関する条例」の 改正について

(環境市民部生活環境課)

1. 概要

- ・ごみの排出量は年々減少傾向にあるものの、資源化率が低いことが課題となっている。
- ・燃えるごみの成分のうち、紙・布類の割合が高く、本来リサイクルできるはずの物が多く焼却されている。また、焼却によって生じる灰は最終処分場で埋め立て処分されることから、処分場の残余量にも直結する。
- ・県内30市町のごみ処理施設では直接搬入されるごみの有料化を実施しているが、当市では無料であることから、他市町からのごみの流入と思しき事案が複数件発生している。
- ・処理困難品に関し、通常の粗大ごみとは別に多額の処理料金と労務が発生している。
- ・このような状況を踏まえて、令和6年度の廃棄物減量等審議会において、「資源化の促進」と「有料化の実施」の答申を受けた。

2. 改正の趣旨

ごみの減量化と適正処理を図るため、美化センターや最終処分場へ持ち込むごみの有料化、粗大ごみの戸別収集（有料）、処理困難品目の処理手数料加算を実施する。また、事業系一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理料金の基礎額を、家庭系に合わせて改定する。

3. 改正内容（第20条及び別表1、別表3）

- ① 家庭系一般廃棄物を美化センター等へ持ち込んだ場合は、30 kgまでは330円、30kg以上は10 kgにつき110円の処理手数料を徴収。
- ② 家庭系一般廃棄物の粗大ごみに限り、戸別収集を実施し、1回につき、100 kgを限度に、1回2,200円の処理手数料を徴収。
- ③ 事業系一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理料金を、現行の1,050円から1,100円に変更。
- ④ 処理困難品については、別表3を新設して、処理手数料の加算額を設定。

別表3（第20条関係）

品目	加算額
スプリングマットレス	3,850円
フロンガス使用製品	3,300円
マッサージチェア	550円
ソファ	550円
オルガン、エレクトーン	550円
その他困難な処理又は作業を要するもの	550円

4. 今後のスケジュール

令和8年2月	市議会2月定例会へ改正条例案を提出
令和8年3月	改正条例案議決
令和8年4月1日	改正条例施行
令和8年10月1日	新料金での処理手数料を徴収